

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査をしたので、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

平成30年6月12日

茨城県監査委員	細谷典幸
同	伊沢勝徳
同	岡野栄治
同	羽生健志

1 実施方針

- (1) 予算の執行等の財務に関する事務又は経営に係る事業が、法令等に従って適正に執行されているか、という正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視した監査を実施する。
- (2) 職員による不適切な事務処理等が発生している状況に鑑み、事務事業の管理執行体制の観点も考慮した監査を実施する。
- (3) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認する。

2 監査の対象機関 36 機関

所管部局	監査対象機関名
生活環境部	県立消防学校
保健福祉部	常陸大宮保健所
保健福祉部	鉾田保健所
保健福祉部	県立中央看護専門学校
保健福祉部	県西食肉衛生検査所
商工労働観光部	計量検定所
農林水産部	県西家畜保健衛生所
農林水産部	畜産センター
土木部	鉾田工事事務所
教育庁	県西教育事務所
教育庁	県立日立第一高等学校
教育庁	県立日立第一高等学校附属中学校
教育庁	県立磯原郷英高等学校
教育庁	県立小瀬高等学校
教育庁	県立常陸大宮高等学校
教育庁	県立水戸南高等学校
教育庁	県立水戸桜ノ牧高等学校常北校
教育庁	県立那珂湊高等学校
教育庁	県立友部高等学校
教育庁	県立石岡第二高等学校
教育庁	県立竜ヶ崎第二高等学校
教育庁	県立竜ヶ崎南高等学校
教育庁	県立取手第二高等学校
教育庁	県立取手松陽高等学校
教育庁	県立筑波高等学校
教育庁	県立竹園高等学校
教育庁	県立茎崎高等学校

教育庁	県立下館第一高等学校
教育庁	県立八千代高等学校
教育庁	県立岩井高等学校
教育庁	県立北茨城特別支援学校
教育庁	県立大子特別支援学校
教育庁	県立下妻特別支援学校
教育庁	県立結城特別支援学校
警察本部	鉾田警察署
警察本部	つくば中央警察署

3 監査実施期間

平成 30 年 3 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 定期監査の結果

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については、指摘事項とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については、注意事項とする。

監査の結果、次のとおり、指摘事項又は注意事項が認められた。

(1) 指摘事項

所管部局・監査対象機関名		監査の結果
保健福祉部	常陸大宮保健所	庁舎清掃等業務委託において、内部チェック体制が十分に機能せず、支出負担行為決議や契約決議の手続きを経ることなく支払いを行い、長期間（2年）に渡り適当な措置を講じていなかったこと、さらに、価格競争させることが可能であるにもかかわらず、一者随意契約により行われていたことは適切でない。

(2) 注意事項

所管部局・監査対象機関名		監査の結果
保健福祉部	県立中央看護専門学校	学生寮エアコン設置工事に関して、工事請負費とすべきところ修繕費で執行したこと、また、指名競争入札に際し指名した業者について建設業の許可のない業者を選定したこと、さらに、取得したエアコンについて備品登録を行っていないことは適切でない。